

静岡県告示第400号

令和3年4月10日付けで、道路の区域を次のように決定するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年4月9日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月9日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域		
		区間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
県道	須走御殿場線	駿東郡小山町須走字中ノ沢 375番の1地先から 御殿場市仁杉字中畑ケ 731番の10まで	7.9~28.5	5,549.0